

YouTube 広告制作・配信業務 仕様書

1 委託業務の名称 YouTube 広告制作・配信業務

2 委託期間 契約締結の日から令和5年2月28日まで

3 委託業務の目的

デジタルを活用した誘客促進事業の一環として、宮城県への誘客を促進する内容の動画広告を制作し、若年層・ファミリー層が幅広く活用している動画共有プラットフォーム「YouTube」で配信を行う。

4 委託業務の内容

(1) 配信期間（予定）

令和4年6月頃から令和5年1月下旬まで

なお、配信する日数等については発注者と受注者の協議により決定する。

(2) 制作する動画広告の内容

下記のイ～ハを季節（夏・秋・冬）ごとに制作することとし、県制150周年で取り上げる歴史や文化の情報も取り入れること。

イ 男性若年層向け

ロ 女性若年層向け

ハ ファミリー層向け

(3) 配信する広告の種別

インストリーム広告及びバンパー広告を主軸に展開しつつ、その他の種別の広告についても、発注者からの提案により受注者と協議の上決定する。

(4) 広告の配信数

下記イ及びロの配信数を基本とし、上記（3）で協議の上、配信することとした広告については、委託予算の範囲内で配信すること。

イ インストリーム広告：60万回再生

ロ バンパー広告：600万回再生

(5) 広告視聴後の誘導先ウェブサイト

宮城まるごと探訪 (<https://www.miyagi-kankou.or.jp/>) へ誘導する内容とすること。

(6) 配信ターゲット

上記（2）イ～ハで定める年齢・性別層に向けて、個別に設定し配信すること。

なお、配信エリアについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案しつつ、最も効果的な配信エリアを発注者と受注者の協議の上検討する。

(7) 効果測定

Google アナリティクス等の分析ツールやその他のデータを基に、遷移先ウェブサイトへの遷移数や、年齢・性別毎の広告クリック数などを分析し、どのような内容の広告が効果的に配信できるかを測定し、業務完了報告書として作成・提出すること。

5 事業報告

事業終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

(1) 提出物

下記提出物の電子データについては、1枚のCD-ROM又はDVD-ROM(以下「電子媒体」という。)に集約して格納しても構わない。

イ 業務完了報告書(指定様式) 紙媒体1部

ロ 実績報告書(任意様式) 紙媒体1部及び電子媒体1枚

ハ 本業務による成果品(広告配信した動画等)のデータを収めた電子媒体1枚

(2) 提出期限

令和5年3月31日まで

6 契約に関する条件等

(1) 目的物(成果品)の利用

イ 本業務による成果品の著作権の帰属先については、発注者と協議の上決定する。

ロ 発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

ハ 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作権者人格権を行使しないものとする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。

(2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。